

母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書交付申請書
兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用証明書交付申請書

横浜市 長

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用にあたり、
■ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の適用者(※裏面参照)であること
についての証明を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、私は、次の2点に同意した上で、証明書の交付を申請します。
■ 当該証明書の交付および横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用にあたり、上記の個人情報により、横浜市が申請者の所得情報(生活保護受給情報、児童扶養手当受給状況)の照会を行うこと
■ 本事業の適正な利用のため、区役所に対し、日常生活支援事業の利用に関する情報提供及び区役所への相談状況の照会を行うこと

※太枠内をご記入ください。

個人番号 (マイナンバー)	— —		申請日	令和 年 月 日
ふりがな 申請者氏名		住所	(〒 —)	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	電話	— —	
ひとり親家庭 の類型 (1) 該当する欄にレ点	☐ 母子 ☐ 寡婦 ☐ 父子 ☐ その他 (離婚調停中等) ※母子・父子:20歳未満の児童を扶養している方、寡婦:かつて母子家庭の母であって、現在も配偶者のない方			
支援を希望する理由	以下の事由のうち、当てはまるもの1つにチェックを付けてください。 ☐ 本人の疾病 ☐ 子どもの疾病 ☐ 看護、事故、災害、冠婚葬祭 ☐ 学校等の公的行事の参加 ☐ 仕事の都合 ☐ 就職活動中の援助 ☐ 技能習得のための通学 ☐ 生活環境の激変(以下の1〜3で当てはまるものに○を付けてください) 1.ひとり親になって概ね6か月以内 2.支援前後に引っ越し予定 3.支援前後に出産予定 (☐ 所定労働時間外の就業(小学生までの子を養育しているひとり親) * 初めての申請では選択できません。)			
	以下のうち、支援を希望するものにチェックを付けてください。 ☐ 乳幼児の保育 ☐ 児童の生活指導 ☐ 医療機関等との連絡 ☐ 食事の世話 ☐ 住居の掃除 ☐ 身の回りの世話 ☐ 生活必需品の買い物 ※すべての項目で支援に入れるとは限りません。 ※支援の範囲は、日常で生じる最低限の家事・育児です。			
支援終了後の予定	☐ 短期的に支援を希望する理由の解消が見込めます。 ☐ 長期間支援が必要な理由ではありますが、支援期間中に今後の生活の予定を立てます。 ☐ その他(			
お子さんの状況	ふ り が な 氏 名	生年月日	保育所名・学校名 (幼稚園を含む)、学年	
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

※必ず「ふりがな」をお願いします。
※欄が足りない場合は申請書を2枚お使いください。

添付書類は裏面をご確認ください。

添付書類	(1) 全員（必須）	次のア、イ、ウの3点 ア 申請者本人の個人番号カード（両面）のコピー イ 世帯全員の住民票の写し（原本） ※個人番号カードの提出ができない場合には個人番号が記載されたものを発行してください。 ※本籍、世帯主の氏名及び続柄、外国人記載事項の表示は省略しないてください。 ※申請日から1か月以内のものを添付してください。 ウ 次の①～②うち1点 ①児童扶養手当受給証書の写し ②当該申請者および申請者が扶養している児童等の戸籍全部事項証明書（原本） ※①は児童手当受給証書ではありません。ご注意ください。 ※②を提出する場合、申請日から1か月以内発行したものを添付してください。
	添付書類(1)アがない場合（住民票に個人番号を記載する場合）	次のアからエのいずれか1点（写真が入ったページ）のコピー ア 運転免許証 イ 身体障害者手帳 ウ 精神障害者福祉保健手帳 エ 在留カード又は特別永住者証明書 または次のカからケのいずれか2点のコピー カ 国民健康保険証 キ 健康保険証 ク 国民年金手帳 ケ 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
	(2) ひとり親家庭の類型について「その他（離婚調停中等）を選択された場合	次のアからエのいずれか1点のコピー ア 離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本 イ 調停期日呼出状の写し ウ 家庭裁判所における事件係属証明書 エ 調停不成立証明書

※いただいた個人情報は、横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業についてのみ使用いたします。
 ※受託事業者に個人番号を情報提供することはありません。

※参考 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」抜粋

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子
- 三 配偶者から遺棄されている男子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失っている男子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

4 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。